

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 事業所税の免税点と非課税を利用しよう

**Q**：当社は大きな倉庫や工場を所有しているため、事業所税もバカになりません。節約する方法はありませんか。

**A**：事業所税にも免税点や非課税措置があります。それらを利用できれば、節約になるでしょう。

### 【解説】

事業所税とは、指定都市等において事務所や事業所を設けて事業を行う会社と個人にかけられます。また、事業用家屋の新築や増築を行う建築主に対してもかけられます。

そこで、節税するためには、

- (1) 指定都市等以外で事業をする。
  - 事業所税が課税されるのは、指定都市等のみですから、指定都市等以外でも工場や倉庫を移転することが可能なら、節税になるでしょう。
- (2) 事業用家屋にあたるかどうか検討する。
  - 家屋といわない建造物は課税対象にはなりません。屋根と床だけ、又は壁が1カ所か2カ所程度のものは家屋とはいわないでしょう。
- ③ 非課税の利用
  - 建物内部にあっても従業員の福利厚生施設は課税されませんので、申告のとき、床面積から除外できます。
- ④ 免税点
  - ① 資産割……1,000㎡以下
  - ② 従業員割……100人以下
  - ③ 新增設……2,000㎡以下

